

2. また、地域包括支援センターが新予防給付の業務の一部を居宅介護支援事業者に委託した場合に、地域包括支援センターが、当該委託した居宅介護支援事業者の中から利用者が選択する居宅介護支援事業者に、当該利用者に係る新予防給付のケアプランの業務の一部を委託することも、差し支えない。

(問5) 利用者は、新予防給付に係るケアプランを自分で作ることはできるのか(セルフケアプランは認められるのか)。

(答)

1. 新予防給付については、地域支援事業と連続的・一体的にサービスを提供していく必要があること、地域における介護保険以外の様々なサービスとの連携や整合性に配慮したケアプランを作成する必要があることなどから、地域全体に目配りできる地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行うこととしている。
2. 一方、利用者本位という介護保険の基本理念に照らし、利用者が自らケアプランを作成することは、新予防給付でも保障される必要があり、利用者があらかじめ市町村に自ら作成したケアプランを届け出て、当該ケアプランの内容について市町村(又は市町村から委託を受けた地域包括支援センター)が専門的な見地から確認を行った場合には、当該ケアプランに基づいた新予防給付が提供される仕組みを設けることとしている。
ただし、新予防給付は、あらかじめ適切なケアマネジメントを行い、それに基づいてサービスを利用するという仕組みを原則としていることから、サービスの利用後にケアプランを提出する仕組み(現行制度でいえば、償還払いでサービスを利用するケース)は設けないこととしている。
3. 具体的には、改正介護保険法第53条第1項において、新予防給付の費用の支給は、居宅要支援被保険者が「指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるとき」に行うとしているので、この厚生労働省令において、「居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスの使用に係る計画(注：セルフケアプラン)をあらかじめ市町村に届け出ているとき」を規定する予定である。
なお、セルフケアプランの届出先については、市町村が自ら確認することに代えて、当該確認の事務を市町村が地域包括支援センターに委託することにより、地域包括支援センターにセルフケアプランを届け出て、地域包括支援センターが確認する取り扱いとしても差し支えない。